

許認可等の内容	小児慢性特定疾病医療費支給の認定		
根拠法令及び条項	児童福祉法第 19 条の 3 第 3 項		
担 当 課	健康・子育て推進課	処分権者	市 長
標準処理期間	58日間	設定日	
<p>審査基準を設定しない理由</p> <p>法及び政令の規定において基準が言い尽くされているので、審査基準は設定しない。</p> <p>○関連規定</p> <p>児童福祉法第 6 条の 2 第 3 項、第 19 条の 3 第 3 項</p> <p>児童福祉法施行令第 1 条</p>			